

令和6年度

部活動に係る活動方針

令和6年4月1日
青森県立三戸高等学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進や好ましい人間関係の形成、社会性等の育成を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通して実践を進める。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導に当たる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者に対して周知し、理解と協力を得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行い、活動について安全に配慮する。
- (5) 大会等の引率時における生徒の把握、安全確認等について、十分に配慮する。
- (6) 生徒の休養日及び活動時間等について、生徒の発達段階を考慮するとともに、青森県教育委員会「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」を踏まえ、以下のように定める。

3 休養日等の設定について

- (1) 学期中は、原則として、平日は少なくとも1日、週休日（土・日）は少なくとも1日以上（合わせて週2日以上）の休養日を設ける。ただし、大会前の時期を「ハイシーズン」として、週休日の両日に活動できることとする。この場合、「ハイシーズン」以降に休養期間（オフシーズン）を設け、休養日を十分確保する。
- (2) 定期考査前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保することを条件に、弾力的に取り扱うことができるものとする。
- (3) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (4) 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いとする。

4 活動時間について

- (1) 学期中の活動時間
ア 長くとも平日では2時間程度、週休日と学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的で効率的・効果的な活動を行う。

イ 原則として、活動時間の延長は行わないこととする。ただし、生徒及び保護者から要請を受け、顧問が同意した場合、校長の判断の下、活動時間の延長を許可する。

(2) 長期休業中の活動時間

ア 学期中の土・日の活動時間に準じて、3時間程度とする。

イ 週休日1日の休養日の場合は、週の活動時間の上限を18時間未満とする。

ウ 原則として、活動時間の延長は行わないこととする。ただし、生徒及び保護者から要請を受け、顧問が同意した場合、校長の判断の下、活動時間の延長を許可する。

5 練習試合や大会・コンテスト・コンクール等への参加

- (1) 練習試合の実施回数や、学校として参加する大会数については、生徒の学校及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- (2) 練習試合や大会・コンテスト・コンクール等への参加の交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

6 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題を持たせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 生徒が安心して活動できるよう、体罰、ハラスメントは絶対に行わない。
- (5) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、本活動方針に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。

7 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月の活動計画等の作成について、次の点に留意する。
 - ア 年間計画は、学校で策定する「部活動に係る活動方針」を元に作成する。
 - イ 実績報告書は、月末に作成し、校長、教頭に提出する。
- (2) 顧問は、毎月、月末までには生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。
- (3) 部活動の必要経費として保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取り扱い、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。
- (4) 外部指導者を活用する場合、顧問は練習日程や活動内容等について共通理解を図りながら指導に当たる。
- (5) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退校（施錠）時刻を厳守させる。（平日18時30分、土・日・祝日15時）
- (6) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導に当たる。また、部活動中に生徒が怪我をした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。